

令和 6 年 12 月 2 日

議会議長 井 出 一 己 殿

議会運営委員会

委員長 佐 藤 り え

愛川町議会基本条例検証結果について（報告）

このことについて、議会運営委員会で調査した結果、別紙のとおり協議が整いましたので報告いたします。

愛川町議会基本条例調査報告書

議会は、愛川町議会基本条例第20条の規定により、この条例の目的が達成されているかを、議会運営委員会において検証することとしています。

今回の検証方法について協議をした結果、まずは「議会運営委員会」において、検証及び見直しの議論を行うと決定したことから、令和6年4月22日から10月22日までの間の7日間をかけて検証及び見直しについての協議を行いました。

協議の結果、前文、第1条から第19条まで、概ね条項の原則に従い、運用は行われ、その目的達成に向けて歩みを進めてきているものと判断いたしました。また、概ね達成している条項の「主な意見」については、今後検討すべき点があるということで協議が整いましたので、次のとおり報告します。

なお、新たに条文化したい考えもあることから、改正の必要が認められる場合には、適切な措置を講じていくこととします。

《 第2章 議会及び議員の活動原則 》

●第6条（自由討議による合意形成）について

ここでは、自由討議による合意形成を明記し、審議・審査において、結論を出す場合にあっては、多数決による合意形成ではなく、議員間の自由討議を行い、合意形成に向けて議員相互間の論議を尽くすよう規定している。

【主な意見】

- これまでも、請願・陳情審査について合意形成に努めるため、議員相互間の自由討議を積極的に活用した経緯はあるが、委員会等の他の場面についても、条例・意見書等の議案の提出や政策提案など、議員相互間の自由討議を積極的に行うべきと考える。

【結 論】

概ね達成できているものと判断した。

なお、議会関係法規に基づき運営していると判断できることから意見にとどめ、今回は現状維持とする。また、自由討議については、陳情、請願審査に限らず、そのほかの会議等においても、各議員が意識をしながら実践していくことが必要である。

●第7条（委員会の充実強化）について

ここでは、委員会の充実・強化に関することを明記し、議案・請願等の審査以外に、委員会の調査研究等について規定している。

【主な意見】

- 今後も積極的な提案、また予算が必要となる調査研究は、具体的な目的となるものを提案できるように充実する必要がある。
- 各常任委員会では、隔年で行政視察を実施しているが、議会運営委員会が実施されていないことを考えると、検討の必要はある。しかし、目的やテーマなど協議調査する必要もある。
- 専門家の意見を聴く事ができるとしているが、実際には、専門家からの意見聴取ではなく、町執行部のみからの説明会のみであり、専門家から意見聴取が実現していない。
- これまで、愛川町議会基本条例の見直し及び検証は、はじめに議会内で研修会を実施しているが、今後のことを見据えると、専門的な知識、経験等を有する講師を招請する必要がある。
- 事務事業評価の実施においては、次年度の予算に生かせるような検証を行う必要があり、これまで町政の課題に対応する調査研究は不十分であったと考える。

【結 論】

概ね達成できているものと判断した。議会関係法規に基づき運営していると判断できることから、意見としてとどめ、現状維持とする。なお、協議の中で課題となった愛川町議会基本条例研修会における諸課題に関して、議論を充実させるためにも各分野の専門家等を招請すること及び、議会運営委員会の視察については、予算が絡むことから議会運営委員会において、必要があれば、今後調査する必要がある。

《 第3章 町民参加を基本とした議会運営 》

●第8条（情報の公開及び提供）について

ここでは、開かれた議会・情報共有という観点から規定している。

【主な意見】

- 様々な情報通信機器を活用することで、無料の範囲内で常任委員会等の映像を公開することもできる。
- 常任委員会等の映像を公開していないことから、一つひとつ課題を解決しユーチューブで公開していくことを調査したい。

- 委員会の開催自体を会議室ではなく、議場で実施することができるのか検討してはどうか。

【結 論】

概ね達成できているものと判断した。なお、協議の中で課題となった常任委員会等の映像を公開し、「開かれた議会の実現に向けたさらなる推進」は、今後、議会運営委員会で調査を行っていくべきと考える。

●第10条（意見交換会）について

ここでは、議会への町民参加（協働）という観点から規定している。

【主な意見】

- 町民等への説明責任を踏まえ、議会が主体的に各種団体へ声をかけて、意見交換会を開催していくことも必要である。
- 営利関係団体との意見交換を実施する場合において、要望内容によっては議会としての立場を考えた上で実施する必要はある。

【結 論】

概ね達成できているものと判断した。なお、協議の中で課題となった「各種団体との意見交換会における開催方法の検討」については、今後、広報広聴常任委員会で調査を行っていくべきと考える。

《 第4章 町長等と議会の関係 》

●第13条（重要施策の審議及び説明）について

ここでは、重要施策の審議と説明を明記し、総合計画（基本構想及び基本計画）について、町民・議会及び町の三者の協働により策定するため、議会に特別委員会を設置し、調査・審議することとしている。

また、町長が町政の各分野における基本的な計画等の重要施策を策定又は変更するときは、当該政策の理解を深めるため、議会に対し、資料等を提出し説明に努めることを規定している。

【主な意見】

- 毎年、3月議会最終日に、町が策定している各個別計画の策定や改定等があった場合に報告を行っているが、定例会などの最終日に実施しているため、説明する時間が限られている。また、その後の質疑は、個々で対応しているが、実施ができていないことを考えると、別途、説明・質疑時間を設けるなど、充実させるべきと考える。

- 議会の議決事項は、基本計画・基本構想のみ、質問時間を設け実施しており、基本計画だけでも相当の時間を要していることを考えると、各政策分野で個別計画を実際に実施するとなった場合、それだけの時間を確保することが難しいと考える。

【結 論】

概ね達成できているものと判断した。なお、町政の各分野における基本的な計画等の個別計画は、最上位計画である総合計画に即して策定されるものであるが、その各個別計画を策定または、変更した場合において、どこまで説明を求め、議会として調査、審議していく必要があるのか、議会運営委員会で調査を行っていくべきと考える。

《 第5章 議員及び議会事務局の体制整備等 》

●第17条（議会図書室の充実）について

ここでは、議会図書室の十分な管理、活用について規定している。

【主な意見】

- 図書室の充実は、十分に図られてきている。
- 観光産業連携拠点づくり事業の調査における議会検討会などの議事録をデータ化し、議会ホームページへ公開していくべき。
- 各個別計画は、町の各施策にとって重要であることから、議員調査パソコンに格納し、議員の調査活動に役立てる。

【結 論】

概ね達成できているものと判断した。なお、図書室の充実は、十分に図られてきている。しかし、任意の組織として立ち上がった観光・産業連携拠点づくり事業議会検討会などの調査における議事録のデータについて、議会図書室や議会ホームページに公開していくべきであるか、議会運営委員会で調査を行っていくべきと考える。

《 第6章 議員の身分、待遇及び政務活動費 》

●第19条（政務活動費）について

ここでは、議員の調査研究のために必要な、政務活動費に関することを規定している。

【主な意見】

- 物価高騰による影響が大きく、政務活動費の範囲内で活動を行っているが、範囲

が限定されつつある。

- 議会の活性化を図るためには、活動能力を強化していくことが必要不可欠であり、議員の調査活動基盤の充実を図る活動範囲が限定的であることを考えると、その費用のあり方を検討することが考えられる。
- 政務活動費の意義を確認する必要がある。

【結 論】

概ね達成できているものと判断した。なお、議員定数2減に伴い地域をカバーする範囲の広がりなど、地域の実情や議員の活動の状況、物価の動向等に応じた政務活動費の在り方について、議会運営委員会で調査を行っていくべきと考える。

《 検証におけるその他の意見等 》

● 「災害時の対応」の条文化について

【主な意見】

- 既に、平成27年7月2日に制定した「愛川町議会災害対応基本方針」に基づき、大規模災害時において、議会としてどのように対応すべきか、規定していることを考えると、条文化する必要性を感じる。
- 愛川町議会基本条例には災害対応の記載がないことから、災害時の議会の役割を本条例に追加する必要があると考える。
- 議会として、平成27年7月2日に愛川町議会災害対応基本方針を定めているが、これまでの災害時に機能しているかどうかの検証を行うべきである。
- 条例化していく必要はあるが、現時点では、現状の方針に沿った対応で、十分に機能していると判断していいのではないか。
- 基本方針の検証と見直しはやらなければならないが、大もととなる目的を条文に載せ、明文化したうえで実施していく必要がある。
- 第3項に「この条例に定めるもののほか、議会関係法規に基づき運営するものとする。」とあり、運営原則を示していることから、条文の改正は必要ないと考える。

【結 論】

新たに条文化する方向で一致する。なお、「愛川町議会災害対応基本方針」と「愛川町議会災害対策支援本部設置要領」については、現状に即しているか基本方針等を含めて、検証を行う必要がある。

また、明文化する場合は、次の内容でまとめる。第2章 議会及び議員の活動原則の第4条の2を追記し、1として「議会は、災害時においても、議事機関としての機能を維持するよう努めなければならない」、また、既に基本方針を定めていることか

ら、2として「災害時の議会がとるべき対応の方針は、別に定める」とする。

●「情報通信技術の活用」の条文化について

【主な意見】

- これまでも、議会の ICT 化については議論してきている。タブレットに限らず、今後も議会 ICT 化の制度設計は必要不可欠であり、条文化することで、議会としての一つの方針となる。
- デジタル化を反対しているわけではないが、どのような方向性でデジタル化を推進していくのか、明確にしておくべきである。
- 既にインターネットによる情報公開のひとつとして映像配信を行っていることも含めた上で、情報通信技術の積極的な活用という内容であればよい。
- 議会が議会のためだけに情報通信技術を活用するのではなく、町民参加を基本とすることを前提として、情報技術を活用することで、町民に公開する情報をしっかり伝えるようにしていくことは良いと思う。

【結 論】

新たに条文化する方向で一致する。なお、明文化する場合は、次の内容でまとめる。
第3章 町民参加を基本とした議会運営の第8条の2を追記し、「議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図る」とする。